

(別紙)

御意見の要旨	御意見に対する回答
<p>石綿を含有する建築材料のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものは「石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種」だけではなく、「アモサイト又はクロシドライトを含有する建築材料」も対象とすべきである。</p>	<p>特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとは、石綿含有成形板等について、それを破碎した際の繊維の飛散性から評価し定めたものです。</p>
<p>「特定粉じんを比較的多量に発生し」とあるが、多量にの目安はあるか。スラグ石膏板や岩綿吸音板等も比較的飛散しやすいと思う。</p>	<p>今後も様々な建材又は製品に関する情報収集を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>
<p>けい酸カルシウム板第1種はクリソタイル含有とアモサイト含有がある。使用場所も軒先など養生の困難な場所も多くあり、現実に即した作業基準を望む。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、具体的方法については、マニュアル等で示します。</p>
<p>けい酸カルシウム第1種は、けい酸カルシウム板第2種と同じ扱いとすればよい。古いけい酸カルシウム第1種は新しいけい酸カルシウム第2種より含有量が高い。</p>	<p>環境省が行った調査により破碎に伴う繊維の飛散性について、けい酸カルシウム板第1種はけい酸カルシウム板第2種と比較し、湿潤化した場合概ね低い水準であったことから扱いを分けているものです。</p>
<p>けい酸カルシウム板第1種の除去等を行う際に、負圧までは求めないのか。集じん・排気装置等が不要となると、養生を解く際に、養生内に少量に残置したアスベストが飛散してしまうのではないか。</p>	<p>環境省が実施した石綿含有成形板の除去現場における調査結果から、石綿含有けい酸カルシウム板第1種の除去作業事例において、養生を行うことにより養生の外側への飛散が抑えられることが確認できました。また、養生を解くに当たって作業場内の清掃等の措置を適切に行うことにより養生内からのアスベストの飛散を抑えられると考えています。</p>
<p>けい酸カルシウム板第1種と第2種との判別は難しいため、けい酸カルシウム板第1種の定義づけと、判別方法について示されたい。</p>	<p>関係者の皆様に分かりやすくお伝えできるよう、マニュアルの整備等を検討してまいります。</p>
<p>今回の改正になった「けい酸カルシウム板第1種」の飛散データの開示を求める(作業状態、けい酸カルシウム板第1種の石綿含有の種類等)。</p>	<p>けい酸カルシウム板第1種の飛散性に関するデータは第4回石綿飛散防止小委員会資料3-1及び第2回石綿飛散防止に係る技術的事項検討会参考資料5にまとめております。 (http://www.env.go.jp/council/07air-noise/y0712-04b/mat03-1.pdf) (http://www.env.go.jp/press/108234/114395.pdf)</p>

<p>けい酸カルシウム板第1種に限らず、現場の都合によりやむなく建材の破碎を行う場合は養生が必要である。その際の養生方法、破碎方法など手順を明確化し施工業者ごとにバラツキが出ないようにすべきである。</p> <p>またネジ留されていた建材を取る際にネジ頭の溝やネジ穴からの飛散、経年劣化による除去時の破損など除去時に発生しうる飛散の可能性を改めて指導する必要がある。</p>	<p>けい酸カルシウム板第1種以外の石綿含有成形板等については、環境省が実施した調査の結果、破碎等を行う場合であっても、湿潤化により繊維の飛散を低い水準に抑えられる事例が確認されました。これを踏まえ、けい酸カルシウム板第1種以外の石綿含有成形板等については、原形のまま取り外すことを基本としつつ、これが困難な場合等について、湿潤化の措置を義務付けています。省令案では、養生までは義務付けませんが、自主的に養生を行うことを妨げるものではありません。その場合、マニュアル等を参考にしてください。</p> <p>今般の制度改正を踏まえ、解体等工事における石綿飛散防止対策について、マニュアルを改訂し、周知徹底に努めてまいります。</p>
<p>石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種を特定建築材料の中に入れるのはよいが、なぜ環境省と厚労省の間で施行日が半年もずれるのか。この半年間自治体、解体現場は混乱するのが目にみえている。</p>	<p>けい酸カルシウム板第1種を含む石綿含有成形板等については、これまでもマニュアルに手ばらしによる解体方法等を記載しているため、混乱は生じないものと考えております。</p> <p>なお、大気汚染防止法施行規則に係る本告示については、令和2年10月の告示を予定しており、関係者への周知期間を考慮し、施行予定日を令和3年4月1日としています。今後、改正法令の内容について関係者への周知徹底に努めてまいります。</p>
<p>大気中アスベストのリアルタイムモニタリングについて、現行法では顕微鏡観察による方法(現地に顕微鏡を持ちこんで資格者が調査する方法)しか現実性がないが、資格保持者だけがアスベスト検知・判定ができること、迅速性に劣ることという問題点がある。</p> <p>アスベストの近赤外線吸収スペクトルを測定して、アスベスト含有を判定する装置が市販されているため、これを使用することを参考程度にでも入れたらどうか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、大気中のアスベスト濃度測定については、アスベストモニタリングマニュアルにおいて測定手法を示しております。近赤外線吸収スペクトルを測定する手法では、石綿本数の計測ができないため、参考法としても記載することは検討しておりません。</p>
<p>事前調査における迅速な建材中の石綿含有調査方法について、現行法では顕微鏡観察による方法(現地に顕微鏡を持ちこんで資格者が調査する方法)しか現実性がないが、資格保持者だけがアスベスト検知、判定ができること、迅速性に劣ることという問題点がある。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、近赤外線吸収スペクトルによる測定では、現状では建材中の石綿濃度を0.1重量パーセントまで測定することはできないことから、事前調査の分析調査方法として示すことはできません。</p>

<p>アスベストの近赤外線吸収スペクトルを測定して、アスベスト含有を判定する装置が市販されているため、これを使用することを参考程度にでも入れたらどうか。</p>	
<p>石綿漏えいの有無を確認する頻度は、中断時だけでなく、「その他必要がある場合に随時」にも確認するようにすべきである。</p>	<p>いただいた御意見は大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するものですが、石綿漏えいの有無の確認については、集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他当該集じん・排気装置に変更を加えたときに行う必要があり、負圧の確認については、作業開始前の他、作業員の出入りにより負圧が損なわれる可能性の高い中断時を考えています。それ以外にも必要がある場合に随時負圧の確認をすることを妨げるものではありません。</p>

このほか、本意見募集に関係のない御意見が1件ありました。